

日本防災士会福岡県支部規約

第1章 総則

(名称・事務所)

第1条 日本防災士会福岡県支部<任意団体>（以下「福岡県支部」という。）と称し、その事務所を福岡県内に置く
所在地：〒812-0035 福岡県福岡市博多区中呉服町9-21 選擇寺内

(構成)

第2条 福岡県支部は、特定非営利活動法人日本防災士会 定款38条に基づく地方支部として、日本防災士会倫理規程に示されている指針に基づき活動を行うものとする

2. 福岡県支部の会員は、福岡県内に在住または在勤する防災士等の有志によって構成する
3. 福岡県支部のエリア分けの詳細については、『日本防災士会福岡県支部エリア規程』に準ずる
4. 各エリアは、福岡県支部との連携を密にする

(目的)

第3条 福岡県支部は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと会員相互のネットワークの構築と防災士としての活動と技術研鑽を支援することを目的とする

2. 福岡県において広く一般市民を対象に防災啓発活動を実施し、平時の地域防災力の向上と災害時の支援活動に取り組みます
また、防災士やその活動に賛同する市民を支援することで、安全で安心な社会の実現に貢献することを目的とする
3. 福岡県及び県民と連携するなど地元に密着した防災・減災活動を行うとともに多様性を力に変える防災士会を目指す

第2章 事業活動

(事業)

第4条 福岡県支部は、前条の目的を達成するため、組織的・計画的に次の事業を行う

1. 防災士の活動支援および防災・減災技能の向上・研鑽を目的とした事業
2. 会員相互の連携・交流の促進に関する事業
3. 訓練、講習会、研修会の開催や参加に関する事業
4. 行政機関や自主防災組織等と連携した防災講座への講師派遣など、地域防災力の強化に資する事業
5. 防災意識向上を目的とした広報活動に関する事業
6. その他、福岡県支部の目的達成に必要な事業
7. 福岡県支部の事業年度は会計年度と同じ毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする

(活動)

第5条 福岡県支部は、前条の目的を達成するため、具体的な実践活動を行う

- (1) 地域の安全に関する活動（防災訓練の実施など）

日本防災士会福岡県支部規約

- (2) 災害救援に関する活動 (被災地支援、救援物資の配布など)
- (3) 前各号に掲げる活動の運営と活動に関する連絡・助言・援助の活動
(行政機関、自主防災組織、企業、防災関連NPOなどとの調整や情報共有を含む)

第3章 会員

(会員の種別)

第6条

福岡県支部の会員は、次の3種とし、このうち正会員のみが議決権を持つ

2. 正会員は、日本防災士会の正会員であつて福岡県支部の趣旨・目的に賛同し、積極的に運営に参画する個人とする
3. 賛助会員は、正会員以外の者で、福岡県支部の趣旨・目的に賛同し、積極的に運営に参画するために入会した個人及び団体とする
4. 協力会員は、前述2・3以外の者で、福岡県支部の趣旨・目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人及び団体
5. 会員は、事業の運営等について建設的な意見・意思を役員に進言することができる、進言を受けた役員は役員会に諮詢する
6. 会員は、本規約第4・5条の事業活動に参加することができる

(入会)

第7条

会員の入会については、正会員は日本防災士会に登録している防災士であることとし、特段の入会申込書は省くが、入会の確認は実施する

2. 賛助会員・協力会員は、福岡県支部入会申込書に必要事項を記入し、福岡県支部へ提出し、役員会の承認を受ける
なお、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに支部長へ届け出ることとする
3. 支部長は前述の者の入会を認めないとときは速やかに、理由を本人にその旨を通知しなければならない

(入会金及び会費)

第8条

会員は、別に定める『日本防災士会福岡県支部会員規程』により、入会金及び会費を納入しなければならない

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一つに該当する場合にはその資格を喪失する

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は福岡県支部が消滅したとき
- (3) 定められた期間内に会費を納入しなかった場合には会員資格は停止する
役員及び監事が定められた期間内に会費を納入しなかった場合には役職資格は停止する
継続して2年間会費を滞納したときは、会員資格は喪失することがある
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条

退会をしようとするものは、退会届（様式随意）を提出するものとする

日本防災士会福岡県支部規約

(除名)

- 第11条** 会員が 次の各号の一つに該当する場合には、役員会 の議決によりこれを除名することができる
1. 本規約の定めに違反した者は、役員会の議決により除名される場合がある
 2. 福岡県支部の名誉を毀損し若しくは著しく公序良俗に反する行為を行った場合
 3. 前項の規程により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

(拠出金品の不返還)

- 第12条** 福岡県支部の会員が拠出した入会金、会費、及び寄付金その他の金品については、いかなる理由があっても返還しないものとする

(倫理)

- 第13条** 日本防災士会の倫理規定に準ずる

第4章 役員

(役員)

- 第14条** 福岡県支部に次の理事を置く
1. 理事 5名以上20名以内
 2. 監事 1名以上3名人以内

(選任)

- 第15条** 理事及び監事は総会において選任する
2. 理事は、別に定める『日本防災士会福岡県支部役員選任規程』に従い選任され、総会の承認を受ける
 3. 支部長及び副支部長は 理事の互選とし、他の役員についても同様とする
 4. 監事は 理事を兼ねてはならない

- 第16条** 理事の中から次の役員を置き、もって役員会を構成する

支部長：1名
副支部：2名～3名
事務局長：1名
事務局長補佐：1名
会計：1名
エリア長：若干名
副エリア長：若干名
理事：若干名

2. 福岡県支部は、支部の円滑な運営と発展のため必要な指導助言を得るために顧問及びアドバイザーを若干名置くことができる
 - (1) 顧問およびアドバイザーは役員会における議決数には含めない
 - (2) 顧問は役員会において承認し、支部長が任命する

(職務)

- 第17条** 福岡県支部の役員の職務は次の通りとする

1. 支部長は福岡県支部を代表し、会務を統括する

日本防災士会福岡県支部規約

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理する
3. 事務局長は、福岡県支部の会務の施行にあたる
4. エリア長はエリアを代表し、そのエリアの会務を統括する
5. 副エリア長はエリア長を補佐し、エリア長に事故があるときはその職務を代理する
6. 理事は、上記役員を補佐し、事業の執行にあたる
7. 監事は福岡県支部の理事の業務執行状況及び財産の状況を監査する
 - (1) 前号の監査の結果、福岡県支部の業務または財産に関して、不正の行為等を発見した場合には、これを役員会または総会に報告すること
 - (2) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集することができる
 - (3) その場合役員の業務執行の状況または、福岡県支部の財産の状況について役員に意見を述べることができる

(任期)

- 第18条** 役員の任期は2年とするが、再任を妨げない再任は原則最大2回までとする
2. 任期中に欠員が生じた場合、または役員の辞任・解任等による交代が発生した場合は、役員会において遅滞なく新任役員を選出し、新任役員がその職務を継承することとし、任期は前任者の残任期間とする
 3. 前項については、臨時総会は開催せず、役員会の承認を得て支部長が任命する

(解任)

- 第19条** 役員が、次の各号の一つに該当する場合には 役員会の議決によりこれを解任することができる
- (1) 心身の 故障のため 職務の遂行に堪えないと認められたとき
 - (2) 職務上の 義務違反 その他 役員として ふさわしくない行為があつたとき
2. 前項の規程により役員を解任しようとする場合は 議決の前に 当該役員に弁明の機会を与えなければならない

(役員報酬)

- 第20条** 役員報酬及び業務執行に掛かる費用の支払いは、別に定める

第5章 会議

(会議)

- 第21条** 福岡県支部に次の会議をおく
- (1) 通常総会
 - (2) 臨時総会
 - (3) 役員会
 - (4) 委員会
2. 会議にかかる費用（交通費、会場費）については、別途定めるものとする

第5章-1 通常総会・臨時総会

(構成)

- 第22条** 通常総会・臨時総会は、正会員をもって構成する
2. 賛助会員・協力会員はオブザーバーの参加とし、発言権、議決権は認めない
ただし、議長が認めた場合に限り、議題に関する意見を述べることができる

日本防災士会福岡県支部規約

(権能)

第23条 通常総会・臨時総会は下記の内容を決する

1. 規約の変更・改廃
2. 事業計画及び予算
3. 事業報告及び決算
4. 役員の選任及び解任
5. 借入金
6. その他重要事項

(開催)

第24条 通常総会の開催は下記のとおりとする

- (1) 通常総会は、年1回年度初めに開催する
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する
 - (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第17条第7項第2号の規程に基づいて招集するとき

(招集)

第25条 通常総会・臨時総会は、前条第2項第3号の場合を除き、支部長がこれを招集する

2. 前条第2項第1号及び第2号の規程による請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない
3. 通常総会及び臨時総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法（メール・LINE等）により、開催日の10日前までに通知しなければならない

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する

(総会の定足数)

第27条 総会は正会員の3分の1以上の出席（議決権行使書および委任状含む）をもって成立する

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規程によってあらかじめ通知した事項とする

2. 総会の議決は、出席した正会員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表

日本防災士会福岡県支部規約

決を委任することができる

3. 前項の規程により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない

第5章-2 役員会

(役員会の構成)

第31条 役員会は支部長、副支部長、事務局長、会計、エリア長をもって構成する

(役員会の開催)

第32条 会議の開催は次のとおりとする

1. 支部長が必要に応じて招集するものとする
2. 役員の要請により招集することができる
3. 監事の要請により召集することができる

(役員会の権能)

第33条 役員会は次の事項を協議する

1. 事業計画の進捗状況の把握と課題の作成およびアクションプランの作成
2. 総会から委任された事項
3. 総会に提出すべき議案
4. 会員の入退会に関すること
5. 会費に関すること
6. 委員会の設置に関すること
7. その他会務執行上必要な事項

(役員会の招集)

第34条 役員会は、前32条第3項の場合を除いて、事務局長が招集する

2. 役員会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない

(役員会の議長)

第35条 役員会の議長は、事務局長とする

日本防災士会福岡県支部規約

(役員会の議決)

第36条 役員会における議決事項は、第34条第2項の規程によってあらかじめ通知した事項とする

2. 役員会の議事は、出席した正会員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する

(役員会での表決権等)

第37条 各正会員の表決権は、平等なものとする

2. やむを得ない理由により役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法（メール・LINE等）をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる
3. 前項の規程により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、役員会に出席したるものとみなす
4. 役員会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

(役員会の議事録)

第38条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数（書面若しくは電磁的方法（メール・LINE等）による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
2. 議事録には、出席者全員が押印又は署名しなければならない

第5章-3 委員会

(委員会)

第39条 委員会は次の通りとする

1. 福岡県支部は専門的な対応をするために委員会を設けることが出来る
2. 委員会は役員会で設置を決め、委員会の詳細については、『日本防災士会福岡県支部委員会規程』に記載する

(委員会の議事録)

第40条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

日本防災士会福岡県支部規約

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人最低1人が、記名押印又は署名しなければならない

第6章 会計

(会計)

第41条 福岡県支部の経費は、次のとおりとする

- 1. 特定非営利活動法人日本防災士会からの支援金、会費、寄付金及び助成金等をもってこれにあてる
- 2. 福岡県支部の会計年度は事業年度と同じ毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする

(事業計画及び予算)

第42条 福岡県支部の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、支部長が作成し、総会の議決を得なければならない

(暫定予算)

第43条 前条の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、支部長は役員会の決議を得て、予算成立の日まで、前年事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる

(事業報告及び決算)

第44条 福岡県支部の、事業報告、決算書に関する書類は、毎事業年度終了後 すみやかに支部長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない

- 2. 決算上余剰金を生じたときは 翌年度に繰り越すものとする
- 3. 福岡県支部は 第4条の事業に伴う収入を計画しているものではないが、事業に伴つて福岡県支部に何らかの収入があった場合は、これを記載し管理するものとする

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第45条 福岡県支部規約が変更しようとするときは、役員会の議決を得て、総会に出席した正会員の3/4以上の多数による決議を得る

第8章 雜測

(規程類)

第46条 この規約の施行についての必要な規程は、役員会の決議を得て支部長がこれを定める

(その他)

第47条 本規約に定めのない事項及び緊急を要する事項は、役員会で審議し処理することができる

日本防災士会福岡県支部規約

付則

(執行)

付則第1条 この規約は、2025年11月1日から施行する。

(旧規約の廃止)

付則第2条 本規約の施行に伴い、日本防災士会福岡県支部規約（2024年7月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

付則第3条 本規約施行前に行われた各種手続きは、旧規約に基づき有効とする。
ただし、施行日以降に行われる手続きは本規約に従うものとする。

(改定の趣旨)

付則第4条 本改定は、支部運営の透明性向上、会員間の合意形成の円滑化、及び本会の活動の実効性を高めることを目的として行うものである。